

# 訪問看護重要事項説明書

## (医療保険)

### 1 事業者概要

開設者名称	一般社団法人 阿蘇郡市医師会
開設者の所在地	熊本県阿蘇市黒川1178
法人種別	一般社団法人
代表者名	上村 晋一
電話番号	0967-34-0716

### 2 利用事業所

利用事業所の名称	阿蘇郡市医師会立南部訪問看護ステーション
指定番号	2790034
所在地	熊本県阿蘇郡高森町高森1612-1
電話番号	0967-63-1255
通常の事業の実施地域	高森町、南阿蘇村、西原村

### 3 事業の目的と運営方針

事業の目的	一般社団法人阿蘇郡市医師会が開設する指定訪問看護事業所（以下「事業所」という）が行う指定訪問看護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師等が、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に努めるよう、療養上の目標を設定し、計画的に訪問看護を提供することを目的とする。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"><li>事業所の訪問看護師等は、利用者が要介護状態等となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、主治医との密接な連携をとり訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能維持回復を図るよう適切な看護を提供する。</li><li>指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行う。</li></ol>

	<p>3. 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行う。</p> <p>4. 指定訪問看護の提供に当たっては常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。</p> <p>5. 指定訪問看護の実施にあたっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。</p>
--	---

#### 4 事業所の職員体制

従業者の職種	員数	勤務の体制
看護師	2名	常勤 2名
准看護師	1名	常勤 1名

#### 5 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 但し、土曜・日曜・祝日・8/13～8/15・12/29～1/4 は休業
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで (24 時間連絡体制をとっていますので緊急時やお困りの際はいつでもお電話下さい。)

#### 6 サービスの概要

訪問看護サービスの種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病状の観察、管理</li> <li>・ 清拭、入浴等清潔の保持に関するここと</li> <li>・ 褥創の処置</li> <li>・ 医療器具やカテーテルの管理</li> <li>・ 診療の補助</li> <li>・ リハビリテーション</li> <li>・ 家族や介護者への療養上の指導、支援</li> <li>・ ターミナルケア等</li> </ul>
-------------	---

## 7 医療保険利用料金

(保険の種類により、自己負担金額は療養費用の1～3割負担となります)

訪問看護基本療養費(Ⅰ)	看護師	週3日目まで	5,550円
		週4日目以降	6,550円
	准看護師	週3日目まで	5,050円
		週4日目以降	6,050円
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	外泊中の訪問看護(算定要件あり)		8,500円

精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)	看護師	週3日目まで	5,550円
		週4日目以降	6,550円
	准看護師	週3日目まで	5,050円
		週4日目以降	6,050円
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)	外泊中の訪問看護(算定要件あり)		8,500円

訪問看護管理療養費 (月の初日の訪問)	1回	7,670円
訪問看護管理療養費1 (月の2日目以降の訪問)	1日につき	3,000円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	月1回	780円

### 【加算項目】

難病等複数回訪問看護加算	1日2回	4,500円
	1日3回以上	8,000円
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円
	月15日目以降	2,000円
長時間訪問看護加算	週1日	5,200円

乳幼児加算（6歳未満）	別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合	1,800円
	上記以外の場合	1,300円
複数名訪問看護加算	看護師（週1日）	4,500円
	准看護師（週1日）	3,800円
	その他職員（週3日） (厚生労働大臣が定める者・特別指示以外の方)	3,000円
	その他職員 (厚生労働大臣が定める者・特別指示の方)	1回/日
		3,000円
		2回/日
		6,000円
		3回以上/日
		10,000円
夜間・早朝訪問看護加算		
	夜間（18時～22時）	1回につき
深夜訪問看護加算（22時～6時）		
		1回につき
24時間対応体制加算	月1回	6,520円
特別管理加算	月1回	2,500円
	（重症度等の高い方）月1回	5,000円
退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000円
	特別管理加算の対象者に対して、特別な管理指導を行った場合	2,000円
退院支援指導加算	初回訪問時	6,000円
	長時間療養上の指導を行った時 (厚生労働大臣が定める者)	8,400円
在宅患者連携指導加算	月1回	3,000円
在宅患者緊急時等カウンタレス加算	月2回	2,000円
訪問看護情報提供療養費	月1回	1,500円
訪問看護ターミナルケア加算		25,000円

【加算項目】については、利用者ごとに異なります。

## 8 その他のサービス料金

- |         |         |
|---------|---------|
| ①死後の処置料 | 10,000円 |
| ②衛生材料代  | 実費相当額   |

## 9 キャンセル料金

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金をいただく場合があります。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

(連絡先：南部訪問看護ステーション TEL：0967-63-1255)

- |                           |          |
|---------------------------|----------|
| ①利用日の前営業日の前日までにご連絡いただいた場合 | 無料       |
| ②利用日の前営業日の前日までにご連絡がなかった場合 | 訪問の実費相当額 |

## 10 交通費

利用者の居宅、当該事業所の通常の事業実施地域（高森町・南阿蘇村・西原村）以外にある時は、交通費の実費をいただきます。

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| 1) 事業所から片道 20キロメートル以上 | 500円 |
|-----------------------|------|

## 11 事故発生時の対応

- |   |
|---|
| *利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族に連絡すると共に必要な措置を講じる。            |
| *利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は限りでない。 |

## 12 秘密保持

- |   |
|---|
| *事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。 |
| *事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の訪問看護計画立案のためのサービス担当者会議並びに主治医等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。  |

## 13 虐待の防止について

\* 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するため  
に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 今村貴代
-------------	----------

- 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について  
事業所従業者に周知徹底を図っています。

- 虐待防止のための指針を整備しています。

- 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

- サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親  
族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速や  
かに、これを市町村に通報します。

## 14 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従い  
ます。また緊急連絡先にも連絡いたします。

利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	続柄( )
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

## 15 衛生管理等

- 1.従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 2.事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 3.感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置します。
- 4.感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- 5.感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します。

## 16 業務継続計画の策定等について

- 1.感染症や災害に係る業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2.感染症及び災害に係る研修及び訓練を定期的に実施します。
- 3.定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

令和 年 月 日

当事業所は、訪問看護の提供開始にあたり、利用者又は利用者の家族に対して  
本書面に基づいて上記重要事項の説明をしました。

主たる事業者所在地 熊本県阿蘇郡高森町高森 1612-1

名 称 阿蘇郡市医師会立南部訪問看護ステーション

説明者 今村 貴代 印

私は、訪問看護利用の契約にあたり、本書面に基づいて上記重要事項の説明を受けました。

利 用 者 氏 名 \_\_\_\_\_.

住 所 \_\_\_\_\_.

利用者の家族 氏 名 \_\_\_\_\_ 続柄( )印

住 所 \_\_\_\_\_.

代 筆 者 氏 名 \_\_\_\_\_ 続柄( )印